

令和4年11月11日

子どもへの接種にかかる医療機関への財政支援の拡充について

新型コロナウイルスワクチン接種のうち小児(5~11歳)への接種について、接種を実施する個別の医療機関において、成人への接種にも増して丁寧な相談対応や事務負担が求められることを考慮して、国から支払われる接種費用とは別に、令和4年3月から県独自の財政支援を行っております。

このたび、乳幼児(生後6か月~4歳)の接種についても、財政支援の対象とすることとしたのでお知らせします。

財政支援の内容等については、下の表のとおりです。

なお、県では、今回の支援にあわせて、県内の医療機関に対し丁寧な相談対応等を行っていただくよう依頼しており、保護者の皆様には、お子さんの接種について、かかりつけ医等に相談をしていただき、接種を希望する場合は早めに接種を受けていただくよう、呼び掛けていくこととしております。

【今回の変更内容】

財政支援の対象となる小児の年齢「5歳~11歳」を「生後6か月~11歳」に
拡充

(※接種1回あたりの支給額等、その他の内容は変更ありません。)

【拡充後】

小児接種実施医療機関に対する財政支援

【趣 旨】 希望する小児(生後6か月~11歳)への接種体制を整備し、接種の機会を十分に提供できるよう、個別接種を実施する医療機関に財政支援を行う

【支給対象】 小児への個別接種(巡回接種を含む)を行う、県内に所在する医療機関

【支給額】 国から支払われる接種費用とは別に、以下の金額を支給

区 分		支 給 額	
1	小児への個別接種(巡回接種含む)	接種1回当たり	1,000円

<障がい児の場合は、1に上乗せして以下のとおり加算>

2-1	入所施設・通所事業所への巡回接種	接種1回当たり	1,000円
2-2	在宅の重度障がい児等への巡回接種	訪問1回当たり	10,000円

<施行日>令和4年11月11日(※国内で乳幼児(生後6か月~4歳)への接種が可能となった令和4年10月24日に遡って適用)